二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

五十三　赤潮対策に要する経費があること。

五十四　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十一・九パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が六・九パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十三・四パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が三十四・五パーセント未満」と読み替えるものとする。）

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十九年度の実質公債費比率が六・九パーセント未満又は平成二十九年度の将来負担費率が三十四・五パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

五十三　赤潮対策に要する経費があること。

五十四　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十二・七パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が七・四パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十五・六パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が三十八・九パーセント未満」と読み替えるものとする。）

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十八年度の実質公債費比率が七・四パーセント未満又は平成二十八年度の将来負担費率が三十八・九パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）